

市内に土地・家屋を所有している皆様へ

空き家等バンク制度をご活用ください！

志木市では、「志木市空き家等対策計画」の策定に伴い、市内にある空き家の情報を、住宅を探している人へ提供することで、空き家の有効利用と地域の活性化などを図ることを目的に、「志木市空き家等バンク制度」を創設し、市内にある賃貸借・売買可能な空き家等の情報を公開しています。

志木市内に土地、家屋を所有しており、その物件が空き家となっている。

その空き家を売りたい、または貸したいとお考えてになっている場合は、

「志木市空き家等バンク」に登録をお願いします。

志木市のホームページで志木市

空き家等バンクへの登録物件として、

情報を公開し、仲介を応援します。

まずは、ご相談ください！

※空き家等バンク登録物件と利用登録者での売買または賃貸借契約が成立したとき、仲介手数料の2分の1(上限5万円)の補助制度もあります。



※空き家等とは…個人の住居を目的として建築し、現に居住していない建物及びその敷地又は建物の跡地。

【問合せ】

〒353-8501 志木市中宗岡1丁目1番1号

志木市市民生活部環境推進課

電話：048-473-1111（内線2311）

E-mail：kankyou@city.shiki.lg.jp

不動産無料相談会をご活用ください

志木市では、空き家等対策計画の一環として、「不動産無料相談会」を実施しています。不動産無料相談会は、不動産取引に関わる賃貸・売買の事前相談など、解決に困っている相談にお答えします。

なお、相談はおひとり30分で、「事前予約制」になっております。

(たとえば)

- ・不動産取引に関する疑問や知識の紹介
- ・安全な不動産取引をするための事前相談
- ・不動産取引に関する各種トラブルの解決方法
- ・空き家・空き地管理・活用に関する相談 ほか

●とき 毎月第3木曜日 午前10時～正午

●ところ 第1庁舎(マルイ)8階 相談室

●費用 無料

●予約先 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会県南支部

☎048(468)1717



空き家に特化した相談の取り組みについて

志木市では良好な住環境の維持及び形成に向けて、一般社団法人日本空家対策協議会と本市が相互に連携を取り、空き家に特化した問題の「解決」と「予防」に取り組んでいます。

「空き家」に関することを志木市に何でもご相談ください。

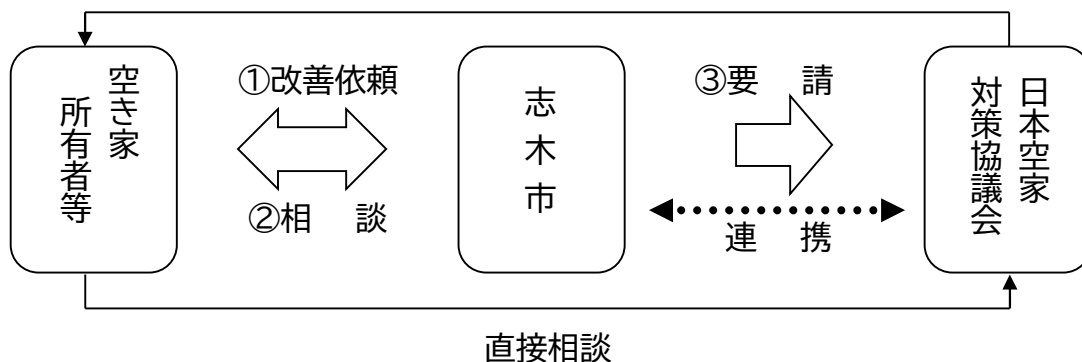
志木市と日本空家対策協議会が連携して市民からのご相談をお受けいたします。

(たとえば)

- ◆ 解体したい、敷地内の草木繁茂を処理したいが費用が払えない相談
- ◆ 所有者が施設入所し意思が確認できない、相続人ができていないケースの相談
- ◆ 建築基準法の接道がなく建て替えができない、作業用重機が入れない相談
- ◆ 別の場所で生活することになってしまった相談

などのお悩みにお答えいたします。

相談の流れ



日本空家対策協議会 ☎042(453)8000

志木市のホームページから協会にも直接アクセスできます。